

インターネット接続利用規約

第1条（仕様）

1. 当社のインターネット接続サービスは以下の通りとします。
 - 1) IPv6/IPoE接続サービス
 - ・上位事業者： 株式会社JPIX
 - ・サービス仕様： IPv6/IPoE IPv4 over IPv6接続方式
 - ・IPアドレス： IPv4/IPv6アドレスともに動的IPアドレスを付与します。
 - 2) IPv4/PPPoE接続サービス
 - ・上位事業者： 株式会社NTTPCコミュニケーションズ
 - ・サービス仕様： IPv4/PPPoE方式 開通時にPPPoE接続IDとパスワードを付与します。
 - ・IPアドレス： 動的IPv4アドレスを付与します。
2. 当社は契約者から申込み時に要望がない限り、上記1) IPv6/IPoE接続サービスを提供します。

第2条（通信の条件）

1. インターネット接続等に係る通信は、上位事業者が定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度、通信品質等を保証するものではありません。インターネット接続等に係る伝送速度、通信品質等は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動します。
2. 当社は、一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄することがあります。
3. 前各項のほか、通信状況等により、インターネット接続等を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第3条（通信の制限）

1. 当社又は上位事業者（以下、総称して「通信事業者」といいます。）は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。
2. 通信事業者は、利用者が、インターネット接続等を利用して、通信事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、通信事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する通信事業者のインターネット接続等の提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと通信事業者が認めた場合に、そのインターネット接続等に係る通信の帯域を制限することがあります。

3. 通信事業者は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することがあります。
4. 通信事業者は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。